

公 告

このたび釧路市を受益地域とする土地改良（阿寒釧路地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和7年9月17日

釧路市阿寒町西徹別38線23番地3 大西 博

釧路市阿寒町中仁々志別211番地20 齊藤 伸一

釧路市阿寒町東栄128番地22 鈴木 真悟

1 縦覧について

（1）関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

（2）縦覧期間

令和7年9月17日から令和7年10月6日まで

（3）縦覧場所

釧路市役所のウェブサイト（<https://www.city.kushiro.lg.jp>）

2 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

no_akannourin@city.kushiro.lg.jp

（2）意見書の提出期限

令和7年10月6日（必着）

（3）意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあつては住所及び氏名を、法人にあつては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承下さい。

ウ 電話での意見はお受けできません。

エ 郵送での意見書の提出を希望される場合は、釧路市農林課（阿寒町行政センター内）までお問い合わせください。